

# 浄化槽管理手帳



# 目 次

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 1.はじめに                      | 1  |
| 2.浄化槽とは                     | 2  |
| 3.浄化槽のしくみ                   | 2  |
| 4.合併処理浄化槽が単独処理浄化槽と比べて優れている点 | 4  |
| 5.浄化槽に関する法律について             | 5  |
| 6.浄化槽管理者について                | 6  |
| 7.浄化槽に関する必要な届出等について         | 7  |
| 8.浄化槽に必要な維持管理について           | 9  |
| 保守点検とは                      | 10 |
| 清掃とは                        | 13 |
| 法定検査とは                      | 14 |
| 保守点検・清掃の記録の保存について           | 16 |
| 9.単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について  | 17 |
| 10.特定既存単独処理浄化槽に対する措置について    | 17 |
| 11.浄化槽相談員制度について             | 18 |

## <浄化槽の維持管理等に対するQ&A>

|                                        |    |
|----------------------------------------|----|
| 1.保守点検を行っているのに、法定検査も受ける必要があるのですか       | 19 |
| 2.法定検査を受けて、「不適正」の通知をもらいましたが、どうしたら良いですか | 19 |
| 3.浄化槽からの臭いや音がひどいのですが、原因は何ですか           | 20 |
| 4.浄化槽を使用するにあたり守るべきことは何ですか              | 21 |
| 5.家族のみんなが知っておくべきことは何でしょうか              | 22 |
| 6.風呂場のタイルに使うカビ取り剤を流しても良いですか            | 24 |
| 7.風呂で入浴剤を使っても良いですか                     | 24 |
| 8.トイレ掃除に洗浄剤を使っても良いですか                  | 25 |
| 9.長期旅行をしますが、浄化槽の電源は切っても良いですか           | 25 |
| 10.台所にディスポーザーを設置しても良いですか               | 26 |
| 11.大きな地震・浸水が起こったらどうすれば良いですか            | 26 |

## <資料>

|                 |    |
|-----------------|----|
| 関係法令（抜粋）        | 27 |
| あなたの浄化槽は        | 34 |
| 保守点検・清掃・法定検査の記録 | 35 |
| 法定検査の依頼は指定検査機関へ | 36 |
| お問い合わせ・ご相談は     | 37 |

■生活排水についてのホームページ（環境局環境政策部水大気環境課生活環境地盤対策室作成）もご覧ください！

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/seihai.html>

# 1.はじめに

みなさんは、家庭で使った水がその後どのようなになるか、ご存知でしょうか。

みなさんに設置していただいた浄化槽（合併処理浄化槽）は、し尿や生活雑排水（台所や風呂、洗濯などの排水）を処理し、一度使って汚れてしまった水もきれいにすることができます。

しかし、せっかく浄化槽を設置しても維持管理（法定検査、保守点検、清掃）を怠れば、水をきれいに処理することができず、川や海を汚してしまいます。

特に法定検査については、法定検査を受検しない浄化槽管理者（戸建て住宅の場合、一般にはお住いの方）に対する罰則も設けられております。

また、2001年4月以前に設置されたし尿のみを処理する単独処理浄化槽は、みなし浄化槽とされ、生活雑排水は処理されずに汚れたまま河川・水路等に放流されるため、浄化槽（合併処理浄化槽）への転換に努めなければならないとされました。更に、2019年6月の浄化槽法改正により、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずる恐れがある状態にあると認められる単独処理浄化槽については、都道府県知事（保健所設置市<sup>(※)</sup>）にあってはその市長）が除却等の措置を命ずることが可能となりました。

この冊子は、浄化槽の維持管理やその注意点について記述したものです。浄化槽を設置された方だけでなく、浄化槽を使用される方にも浄化槽を理解していただく内容となっていますので、是非ともお読みいただき、浄化槽の適正な維持管理にご理解とご協力をいただくようお願いいたします。

※名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市

## 2. 浄化槽とは

浄化槽法で「浄化槽」とは、生活雑排水（台所や風呂、洗濯などの排水）と、し尿（トイレの排水）を併せて処理し、汚れを取り除いて消毒し、きれいになった水を河川や海等に流すための設備で、合併処理浄化槽を指します。

し尿のみを処理する単独処理浄化槽は、「みなし浄化槽」といい、「浄化槽」も「みなし浄化槽」も正しく維持管理されることが法律で求められています。

この冊子では、「浄化槽」とは生活雑排水も処理する「浄化槽」（合併処理浄化槽）と「みなし浄化槽」（単独処理浄化槽）も含めた広義の浄化槽を示すこととし、それぞれを特定する場合は「合併処理浄化槽」又は「単独処理浄化槽」と表現します。

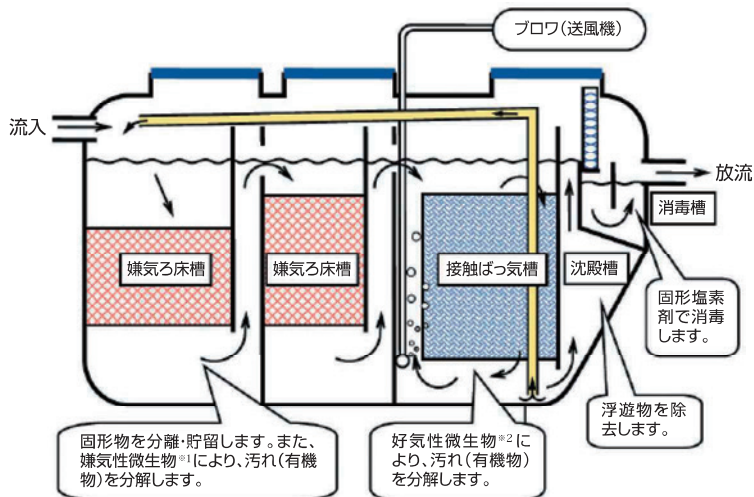
## 3. 浄化槽のしくみ

浄化槽は微生物の働きにより、汚れた水をきれいにしています。

右の図は、嫌気ろ床接触ばっ気方式と呼ばれる処理方式の合併処理浄化槽で、これまでに一般家庭で最も多く設置されているものです。

ほかにも、メーカーごとに様々な処理方式の浄化槽が開発されて、最近では赤潮などの原因となる窒素やリン等も除去する高度処理型浄化槽と呼ばれる浄化槽が主流となっています。

## 嫌気ろ床接触ばっ気方式の構造



注)※1 嫌気性微生物:水中に酸素が溶け込んでいない状態で生育する微生物

※2 好気性微生物:水中に溶存酸素が存在する状態で生育する微生物

環境省「浄化槽管理者への設置と維持管理に関する指導・助言マニュアル」より

水をきれいにする主役は微生物です。浄化槽の中では、様々な微生物が汚れ(有機物)を分解します。そのあと浮遊物を取り除き、消毒槽できれいになった水だけを放流します。分解しきれない固形物などは汚泥となって、浄化槽の中に残りますので清掃が必要となります。

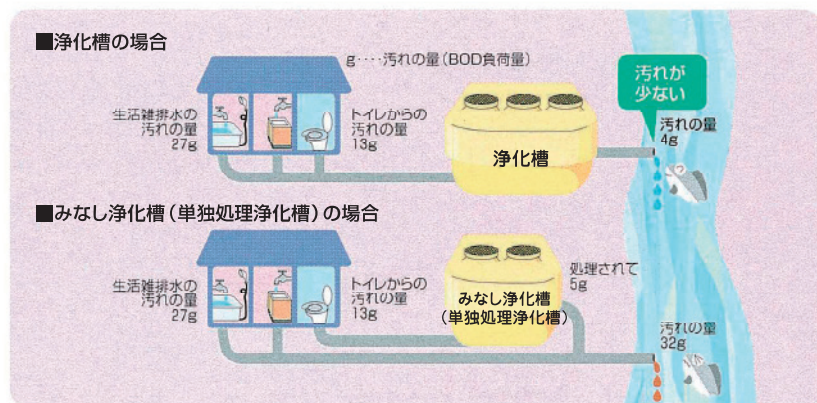
浄化槽の各装置は、それぞれの微生物が働きやすい環境となるよう工夫されています。微生物が働きやすい環境を保つためにも、浄化槽をきちんと維持管理(法定検査、保守点検、清掃)をしましょう。

## 4.合併処理浄化槽が単独処理浄化槽と比べて優れている点

単独処理浄化槽は、し尿のみ（トイレの排水のみ）を処理するもので、生活雑排水（台所、洗濯、風呂などの排水）は処理されず、河川や海等にそのまま流されてしまうため、生活雑排水も併せて処理する合併処理浄化槽と比べて、家庭から放流される汚れの量が8倍にもなります。

また、し尿をし尿処理施設で処理するくみ取式と比べても、単独処理浄化槽は汚れの量が多くなります。

合併処理浄化槽は、適正な維持管理を行えば、下水道と同程度の処理性能となります。



（参考）コイやフナなどの魚がすめる水質はBOD値が $5\text{mg}/\ell$ 以下といわれています。

## 5.浄化槽に関する法律について

浄化槽法は、生活環境の保全や公衆衛生の向上を目的とし、1983年に制定され、1985年10月1日に施行されました。

浄化槽法の概要は次のとおりです。

- 1 浄化槽の製造と販売について
- 2 浄化槽の設置に関する届出について
- 3 浄化槽の工事と浄化槽設備士制度について
- 4 浄化槽の使用開始報告について
- 5 浄化槽の使用について
- 6 浄化槽の設置後等の水質検査（法定検査）について
- 7 浄化槽の保守点検と浄化槽管理士制度について
- 8 浄化槽の清掃について
- 9 浄化槽の定期検査（法定検査）について
- 10 浄化槽の使用の休止の届出について
- 11 浄化槽の廃止の届出について
- 12 この法律に違反した場合の罰則について

2006年2月1日に浄化槽法の一部を改正する法律が施行され、浄化槽の法定検査を受検しない浄化槽管理者（戸建て住宅の場合、一般にはお住まいの方）に対する罰則も設けられました。

また、2020年4月1日に浄化槽法の一部を改正する法律が施行され、浄化槽の使用の休止の届出の規定が設けられました。

## 6.浄化槽管理者について

浄化槽法では、浄化槽の所有者、占有者その他の者で浄化槽の管理について権原を有するものを「浄化槽管理者」と定めています。

戸建て住宅の場合、一般的にはお住まいの方が「浄化槽管理者」になります。賃貸物件の場合、契約の内容に応じて、建物所有者・管理会社・入居者のいずれも、浄化槽管理者になり得ます。

浄化槽管理者には、次のような義務があります。

- ・ 浄化槽の**保守点検**と**清掃**を、毎年、法律で定められた回数行い、その記録を**3年間保存しなければならない**。  
ただし、保守点検や清掃を資格のある業者等に委託することができる。
- ・ 指定検査機関の行う**水質に関する検査(法定検査)**を受けなければならない。これには、浄化槽の使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月の間に行う「設置後等の水質検査」と毎年1回行う「定期検査」の2種類ある。

なお、これら浄化槽法の規定に違反すると罰則を受けることがあります。

このほか、次頁に記載する届出・報告書の提出の義務等があります。

## 7.浄化槽に関する必要な届出等について

浄化槽法やその施行規則等では、浄化槽に関する必要な届出等が以下のとおり定められています。

### ①浄化槽の使用を開始したとき

浄化槽管理者は、当該浄化槽の**使用の開始の日から30日以内**に「浄化槽使用開始報告書」を都道府県知事（保健所設置市にあってはその市長）に提出しなければならない。

### ②浄化槽管理者を変更したとき

新たに浄化槽管理者になった者は、**変更の日から30日以内**に「浄化槽管理者変更報告書」を都道府県知事（保健所設置市にあってはその市長）に提出しなければならない。

### ③浄化槽の使用を休止するとき

浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用の休止にあたって清掃をしたときは、「浄化槽使用休止届出書」を都道府県知事（保健所設置市にあってはその市長）に届け出ることができる。

- ・浄化槽の使用を休止する場合は、事前に清掃をする必要があります。また、届出書には**清掃記録**の添付が必要となります。
- ・届出をした場合、浄化槽の休止期間中は、保守点検・清掃・定期検査の義務は免除されます。

### ④浄化槽の使用を再開したとき

浄化槽管理者は、「浄化槽使用休止届出書」を届け出た浄化槽の**使用を再開した日から30日以内**に「浄化槽使用再開届出書」を都道府県知事（保健所設置市にあってはそ

の市長)に届け出なければならない。

### ⑤浄化槽の使用を廃止したとき

浄化槽管理者は、当該浄化槽の**使用の廃止の日から30日以内**に「浄化槽使用廃止届出書」を都道府県知事(保健所設置市にあってはその市長)に届け出なければならない。

- ・浄化槽の使用を廃止する場合は、事前に清掃する必要があります。また、届出書には**清掃の記録**の添付が必要となります。



なお、これらの規定に違反すると、行政処分を受けたり、処罰されることがあります。

これらの届出の様式は、愛知県環境局Webサイト「あいちの環境」の「浄化槽関係の届出等様式集」からダウンロードできます。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/0000053888.html>



### ○届出等の提出先

これらの届出等は、浄化槽の設置場所を所管する県民事務所等(又は保健所設置市の担当部局)(37ページ)へ提出してください。

## 8.浄化槽に必要な維持管理について

浄化槽の機能を適正に維持し、生活排水をきれいに処理するためには、浄化槽法で定められている、**保守点検・清掃・法定検査**の3つを行わなければなりません。

保守点検と法定検査は趣旨が異なるため、保守点検を行っていても、別に法定検査を受ける必要があります。

適正な維持管理を怠ると浄化槽の機能が低下し、スカム（汚物）の流出、悪臭などが発生して水質汚濁の原因となります。

浄化槽は、何を流してもきれいな水になる魔法の壺ではありません。



## 保守点検とは

### ①保守点検とは

保守点検では、浄化槽のいろいろな装置の稼働状況を調べ、その調整、修理、汚泥の状況の確認、消毒剤の補充、清掃時期の判定といったことなどを行います。

### ②保守点検の実施時期

浄化槽の保守点検回数については、浄化槽法施行規則で次のように定められています。

最初の保守点検は、浄化槽の**使用開始直前**に行う必要があります。

#### 【合併処理浄化槽】

| 処理方式                                    | 種 類                               | 回 数      |
|-----------------------------------------|-----------------------------------|----------|
| 分離接触ばっ気方式<br>嫌気ろ床接触ばっ気方式<br>脱窒ろ床接触ばっ気方式 | 処理対象人員が20人以下                      | 4か月に1回以上 |
|                                         | 処理対象人員が21人以上50人以下                 | 3か月に1回以上 |
| 活性汚泥方式                                  |                                   | 1週間に1回以上 |
| 回転板接触方式<br>接触ばっ気方式<br>散水ろ床方式            | 1 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有するもの        | 〃        |
|                                         | 2 スクリーン及び流量調整槽を有するもの（1に掲げるものを除く。） | 2週間に1回以上 |
|                                         | 1及び2以外のもの                         | 3か月に1回以上 |

※遠隔監視機能を有する等の条件を満たす浄化槽については別途保守点検回数が定められています。

## 【単独処理浄化槽】

| 処理方式                                        | 種 類         | 回 数      |
|---------------------------------------------|-------------|----------|
| 全ばっ気方式                                      | 20人以下       | 3か月に1回以上 |
|                                             | 21人以上300人以下 | 2か月に1回以上 |
|                                             | 301人以上      | 1か月に1回以上 |
| 分離接触ばっ気方式<br>分 離 ば っ 気 方 式<br>単 純 ば っ 気 方 式 | 20人以下       | 4か月に1回以上 |
|                                             | 21人以上300人以下 | 3か月に1回以上 |
|                                             | 301人以上      | 2か月に1回以上 |
| 散水ろ床方式<br>平面酸化床方式<br>地下砂ろ過方式                |             | 6か月に1回以上 |

### ③保守点検の委託先

保守点検は技術上の基準があり、専門的な知識や技能を必要とするため、都道府県知事（保健所設置市にあってはその市長）の登録を受けた保守点検業者に委託してください。

登録を受けた保守点検業者については、愛知県環境局Webサイト「あいちの環境」の「浄化槽保守点検業者・清掃業者検索」で検索できます。

<https://kankyojoho.pref.aichi.jp/Mizu/Jyoukasou/JyoukasouInput.aspx>



### ④保守点検業者の義務

保守点検業者は保守点検を、浄化槽管理士が行うか、浄化槽管理士の監督の下で行うようにしなければなりません。

なお、2020年4月1日から浄化槽保守点検業者に対し、以下の内容が義務づけられました。

○浄化槽管理士が資格を証する書類を携帯すること。

○浄化槽の保守点検を行ったとき、浄化槽管理者に以下の事項を書面で通知すること。

- ・浄化槽の保守点検の結果
- ・浄化槽の清掃をすべき時期
- ・法定検査を受けるべき時期
- ・その他浄化槽の維持管理に必要な事項

浄化槽の保守点検実施後、「通知」が届かない場合は、浄化槽保守点検業者にお問い合わせください。

## ⑤優良浄化槽保守点検業者認定制度の創設

愛知県では、2020年4月1日に事業の実施に関し優れた能力・実績を有する浄化槽保守点検業者を、優良浄化槽保守点検業者として認定する制度を全国で初めて創設しました。

優良浄化槽保守点検業者の一覧は、愛知県環境局Webサイト「あいちの環境」の「優良浄化槽保守点検業者認定制度」に掲載しています。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/yuryonintei.html>



## 清掃とは

### ①清掃とは

浄化槽に流れ込んだ汚れた水は、沈殿や浮上といった物理的作用と微生物の働きによる生物作用によって浄化され、この過程で必ず汚泥等が発生します。この汚泥等を浄化槽から引き抜き、附属機器等の洗浄・掃除することを清掃といいます。

### ②清掃の実施時期

年1回以上（全ばっ気式の浄化槽は6か月に1回以上）の実施が義務づけられています。



また、2020年4月1日からは、浄化槽の保守点検を行った浄化槽保守点検業者から「浄化槽の清掃をすべき時期」が浄化槽管理者に書面で通知されるようになりました。

### ③清掃の委託先

浄化槽の清掃を委託する場合は、浄化槽を設置している場所の市町村長の許可を受けた清掃業者に委託してください。清掃業者は、愛知県環境局Webサイト「あいちの環境」の「浄化槽保守点検業者・清掃業者検索」で検索できますが、詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

<https://kankyojoho.pref.aichi.jp/Mizu/Jyoukasou/JyoukasouInput.aspx>



## 法定検査とは

### ①法定検査とは

浄化槽法では、浄化槽の適正な設置と維持管理を確認する必要から、浄化槽管理者に対して都道府県知事が指定した検査機関の行う検査の受検を義務づけています。この検査には、浄化槽の使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月の間に行う「設置後等の水質検査」（7条検査）と、その後、毎年1回行う「定期検査」（11条検査）とがあり、これらを「法定検査」と呼んでいます。

2006年2月からは、法定検査の受検についての都道府県知事（保健所設置市にあってはその市長）の命令に従わない浄化槽管理者に対する罰則も設けられました。



### ②法定検査での確認事項

法定検査には、設置後等の水質検査（7条検査）と定期検査（11条検査）とがありますが、7条検査については、浄化槽が適正に設置されているかの確認を、また、11条検査については、浄化槽の機能が発揮され所定の放流水質が維持されているかどうかを確認するものです。

## 法定検査の内容

|      |                                                                          |
|------|--------------------------------------------------------------------------|
| 外観検査 | 浄化槽の設置状況や、設備の稼働状況、水の流れ方、悪臭の発生状況、消毒の実施状況、か・はえの発生状況などを検査します。               |
| 水質検査 | 浄化能力を確認するためpH、透視度、生物化学的酸素要求量（BOD）などの水質を測定、分析します。                         |
| 書類検査 | 保守点検記録などを確認し、浄化槽の管理状況を確認します。（検査当日は保守点検や清掃の記録などの書類も検査しますので、あらかじめご用意ください。） |

### ③法定検査の実施時期

#### 【7条検査】

浄化槽の使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月の間

#### 【11条検査】年1回

2020年4月1日からは、浄化槽の保守点検を行った浄化槽保守点検業者から「浄化槽の法定検査を受けるべき時期」が書面で通知されるようになりました。

### ④法定検査の申込先

法定検査は、愛知県知事が指定した検査機関（指定検査機関）のみが行いますので、指定検査機関（36ページ参照）へ検査を申し込んでください。

※新しく浄化槽を設置された方については、7条検査の申し込みを済ませた証明として、検査手数料の振込用紙のコピーを添付して設置に関する届出書を提出することになっています。）

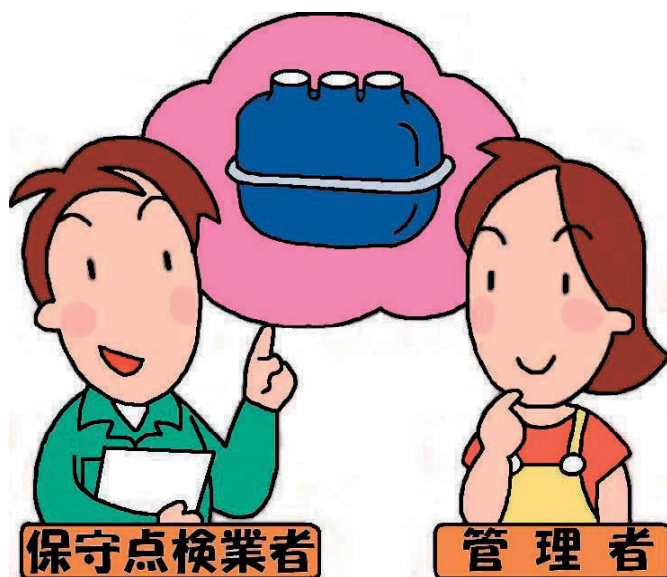
## 保守点検・清掃の記録の保存について

保守点検・清掃の記録は、浄化槽法施行規則で**3年間保存しなければならない**こととなっています。

指定検査機関が行う法定検査においても、書類がきちんと保存されているかどうかは検査の対象となっています。

このため、保守点検・清掃の記録は専用の書類入れをつくって、この冊子と一緒に保管しておいてください。

また、この冊子の35ページには、保守点検・清掃・法定検査の記録表がありますので、ご活用ください。



## 9. 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への 転換について

単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽と比べて、河川や海等の水質に悪影響を及ぼすため、2001年4月から、浄化槽法で単独処理浄化槽の新たな設置は禁止されています。

また、単独処理浄化槽を使用する者は合併処理浄化槽への転換に努めなければならないとされています。

愛知県内の多くの市町村では、合併処理浄化槽への転換にかかる費用の補助制度を設けています。現在、単独処理浄化槽をお使いの場合は、水回りのリフォームなどに合わせ、合併処理浄化槽へ転換するようお願いします。

浄化槽設置の補助等の制度に関しては、愛知県環境局Webサイト「あいちの環境」の「愛知県内の市町村における浄化槽の転換に係る補助制度について」に掲載しています。詳細はページ内の、お住まいの市町村担当課までお問い合わせください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/jokahojokin.html>



## 10. 特定既存単独処理浄化槽 に対する措置について

「特定既存単独処理浄化槽」とは、単独処理浄化槽のうち、浄化槽本体に著しい破損や劣化箇所があり、汚水が漏水しているなど、そのまま放置すれば生活環境の保全及び

公衆衛生上重大な支障が生じる恐れのあるものです（2019年6月の法改正により規定）。

特定既存単独処理浄化槽の管理者は、行政から除却その他必要な措置を取るよう、助言、指導、勧告又は命令を受ける場合があります、命令に違反した場合は、罰則がかかります。

## 11. 浄化槽相談員制度について

愛知県では、2018年度から浄化槽相談員制度を新設しました。浄化槽相談員制度とは、浄化槽管理者に対して、浄化槽の適正な維持管理に関する助言や知識の普及を図ることを目的としたものです。

浄化槽相談員は、法定検査を行う指定検査機関の検査員のうち、指定検査機関の長から推薦され、愛知県知事から愛知県浄化槽相談員として委嘱された人です。

浄化槽相談員は、

- ①法定検査の受検に関する助言・啓発
- ②浄化槽の適正な維持管理に関する助言・啓発
- ③単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に関する助言・啓発
- ④その他浄化槽に関する相談対応、広報などの業務を行います。

浄化槽相談員は、活動時には愛知県知事が発行した身分証明書を携帯しています。浄化槽についてご不明な点があればお尋ねください。

## ＜浄化槽の維持管理等に対するQ&A＞

### 1. 保守点検を行っているのに、法定検査も受ける必要があるのですか

法定検査には、設置後等の水質検査（7条検査）と毎年1回行う定期検査（11条検査）とがあります。7条検査は、浄化槽が適正に設置されているかの確認を、また、11条検査は、浄化槽の機能が十分に発揮され所定の放流水質が維持されているかの確認をするものです。

一方、保守点検は、保守点検業者が浄化槽の機器の点検、調整、修理のほか、消毒剤の補充をするなど、浄化槽の稼働状況を中心に点検します。

法定検査は、法律で決められた浄化槽管理者の義務であり、また、保守点検とは実施内容が異なります。必ず受検しましょう。

### 2. 法定検査を受けて、「不適正」の通知をもらいましたが、どうしたら良いですか

指定検査機関の水質検査（法定検査）を受けた後、検査結果書が送られてきます。

この結果書には、①適正、②おおむね適正、③不適正の3段階の判定が記載されています。

このうち、「③不適正」の判定が記載されている場合は、その理由により、浄化槽保守点検業者や浄化槽工事業者にご相談のうえ、適切な改善措置を行ってください。

また、県民事務所等からの立入検査や改善指導がある場合があります。

### 3.浄化槽からの臭いや音が ひどいのですが、原因は何ですか

臭気の原因として次のことが考えられます。

- ①ブロワの異常による浄化槽の機能低下
- ②浄化槽の清掃不足
- ③排気設備の不良
- ④トイレットペーパーの使いすぎ
- ⑤マンホール蓋の密閉が不十分

音や振動の原因としては次のことが考えられます。

- ①ブロワが原因
  - ・家屋の土台などと接触している。
  - ・音が聞こえる部屋と接近しすぎている。
  - ・水平に設置されていない。
- ②浄化槽本体が原因
- ③配管からのもれ

これらについては、専門知識がなければ改善措置は難しいので、浄化槽保守点検業者や浄化槽工事業者に相談のうえ、適切に対処してください。

## 4. 浄化槽を使用するにあたり 守るべきことは何ですか

下水道等による場合を除き、浄化槽で処理した後でなければ、し尿等を河川などに放流してはいけません。

浄化槽を使用する際の法的義務は、浄化槽法のほか、その施行規則や省令などにより定められています。そのうち浄化槽を使われる方が守るべきことは以下のとおりです。

- ・し尿を洗い流す水の量は適正な量とする。
- ・殺虫剤、洗剤、紙おむつなどの浄化槽の機能を低下させるものは流入させない。
- ・単独処理浄化槽には、生活雑排水を流入させない。
- ・浄化槽には、工場廃水、雨水その他特殊な排水を流入させない。
- ・長期不在時も浄化槽の電気設備の電源を切らない。
- ・浄化槽の上部又は周辺には、保守点検又は清掃に支障を及ぼすおそれのある構造物を設けない。
- ・浄化槽の上部には、機能に支障を及ぼすおそれのある荷重をかけない。
- ・通気装置の開口部をふさがない。
- ・浄化槽に故障又は異常を認めたときは、直ちに、浄化槽管理者にその旨を通報すること。

## 5. 家族のみんなが知っておくべきことは何でしょうか

生活排水の汚れを減らすために、以下のことを心がけましょう。

### 1 台所でのちょっとした心づかい

- 使った油は、流しに流さず、古新聞等に吸わせて可燃ごみに出す。
- なべや皿などのひどい汚れは紙で拭いてから洗う。
- 三角コーナーには目の細かいネットをかぶせる。



### 2 トイレでのちょっとした心づかい

- 紙おむつ、生理用品、たばこの吸殻などを流さない。
- トイレットペーパーは、適量を使う。
- 塩酸やクレゾール等の薬品を流さない。

3 洗濯でのちょっとした心づかい

- 洗剤は必ず適量を計って使う。
- 漂白剤は適量を使う。



4 風呂でのちょっとした心づかい

- 入浴剤を使う場合は適量を使う。
- 排水の際は洗濯の時間とずらすなどして、一度に流さないようにする。
- 湯はある程度さましてから排水する。

5 浄化槽へのちょっとした心づかい

- 殺虫剤は入れない。
- ブロワの電源を絶対に切らない。
- 通気口を絶対にふさがない。

## 6.風呂場のタイルに使うカビ取り剤を流しても良いですか

浄化槽は微生物の働きにより汚水を浄化しています。

このため、殺菌力の強い次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする市販のカビ取り剤を大量に使用すると、浄化槽の機能が低下します。市販のカビ取り剤を使用する際は、適正な量を使用し、多めの水で洗い流してください。

また、その後は薬局で売っている薬用アルコールを霧吹きでタイル面に吹き付ければ、消毒になり、カビの発生も防ぐことができます。

## 7.風呂で入浴剤を使っても良いですか

市販の入浴剤については、適量を使用していれば問題ありません。（硫黄化合物の含まれている入浴剤は避けてください。）

しかし、多量に使用すると浄化槽内の水に色が付き、そのまま放流されるだけでなく、水質検査の時にわかりにくくなりますので注意してください。

## 8.トイレ掃除に洗剤を使っても良いですか

トイレ掃除に使う洗剤についても、風呂場のカビ取り剤と同じように、大量に使用すると浄化槽内の微生物の働きが弱くなり、浄化槽の機能が低下します。

このため、トイレの清掃は、できるだけ水やぬるま湯を使用し、便器の汚れは消毒用アルコールを使ってください。

やむをえず洗剤を使用する場合は、浄化槽に対応した中性のを選び、適量の使用に努めてください。

## 9.長期旅行をしますが、浄化槽の電源は切っても良いですか

**電源は絶対に切らないでください。** 浄化槽の電源を切ってしまうと、ブロワが止まって空気が送れなくなり、微生物が死滅したりして、浄化槽の機能に支障をきたします。

また、別荘や空き家等で1年以上浄化槽を使用しないような場合には、休止にあたっての清掃を行ったうえで、「浄化槽の使用休止届出書」に清掃記録を添付して届け出てください。浄化槽の使用休止期間中は、保守点検・清掃・定期検査の義務は免除されます。

使用を再開する場合は、保守点検を実施し、「浄化槽使用再開届出書」を届け出てください。

なお、今後浄化槽を使用する可能性がない場合は、使用廃止のための清掃を行ったうえで、「浄化槽使用廃止届出書」に清掃記録を添付して届け出てください。

## 10. 台所にディスポーザーを 設置しても良いですか

ディスポーザーは、生ゴミを粉砕してそのまま排水として流す装置です。ディスポーザーを使うと、家庭での生ゴミの処理が楽になり便利ですが、生ゴミをそのまま排水として浄化槽に流すことになり、浄化槽に大きな負担がかかるため、故障の原因となります。

ディスポーザー排水の処理が認められた浄化槽（ディスポーザー対応型浄化槽）として国土交通大臣の個別認定を受けているものがありますので、ディスポーザーを設置する場合は、ディスポーザー対応型浄化槽を設置しましょう。

## 11. 大きな地震・浸水が起きたら どうすれば良いですか

次の項目をチェックしてください。

- 1 漏電ブレーカーが作動しているかどうか確認してください。⇒異常があれば電気保安協会へ連絡してください。
- 2 浄化槽のブロワをチェックし、作動しているかどうか、水没した形跡がないか、いつもよりも音がうるさくないか等を確認してください。
- 3 本体から水や汚泥等の漏れがないか確認してください。
- 4 消毒剤がなくなっていないか確認してください。

異常等が確認された場合は、浄化槽保守点検業者に連絡してください。

## 関係法令(抜粋)

浄化槽法(以下「法」という)

環境省関係浄化槽法施行規則(以下「規則」という)

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(以下「条例」という)

### 法第2条第1号、第3号、第4号(定義)

- (1) 浄化槽 便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水(工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。)を処理し、下水道法に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備又は施設であつて、市町村が設置したし尿処理施設以外のものをいう。
- (3) 浄化槽の保守点検 浄化槽の点検、調整又はこれらに伴う修理をする作業をいう。
- (4) 浄化槽の清掃 浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し、その引出し後の槽内の汚泥等の調整並びにこれらに伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等を行う作業をいう。

### 法第3条第1項、第2項、第3項(浄化槽によるし尿処理等)

- (1) 何人も、終末処理下水道又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条に基づくし尿処理施設で処理する場合を除き、浄化槽で処理した後でなければ、し尿を公共用水域等に放流してはならない。
- (2) 何人も、浄化槽で処理した後でなければ、浄化槽をし尿の処理のために使用する者が排出する雑排水を公共用水域等に放流してはならない。
- (3) 浄化槽を使用する者は、浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の使用に関する環境省令で定める準則を遵守しなければならない。

### 規則第1条(使用に関する準則)

法第3条第3項の規定による浄化槽の使用に関する準則は、次のとおりとする。

- (1) し尿を洗い流す水は、適正量とすること。
- (2) 殺虫剤、洗剤、防臭剤、油脂類、紙おむつ、衛生用品等であつて、浄化槽の正常な機能を妨げるものは、流入させないこと。
- (3) 法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律(平成十二年法律第百六号)附則第2条の規定により浄化槽とみなされたもの(以下「みなし浄化槽」という。)にあつては、雑排水を流入させないこと。
- (4) 浄化槽(みなし浄化槽を除く。)にあつては、工場廃水、雨水その他の特殊な排水を流入させないこと。
- (5) 電気設備を有する浄化槽にあつては、電源を切らないこと。
- (6) 浄化槽の上部又は周辺には、保守点検又は清掃に支障を及ぼすおそれのある構造物を設けないこと。
- (7) 浄化槽の上部には、その機能に支障を及ぼすおそれのある荷重をかけ

ないこと。

(8) 通気装置の開口部をふさがないこと。

(9) 浄化槽に故障又は異常を認めたときは、直ちに、浄化槽管理者にその旨を通報すること。

#### 法第3条の2第1項、第2項（浄化槽によるし尿処理等）

(1) 何人も、便所と連結してし尿を処理し、終末処理下水道以外に放流するための設備又は施設として、浄化槽以外のもの（下水道法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により定められた計画に従って市町村が設置したし尿処理施設を除く。）を設置してはならない。ただし、下水道法第4条第1項の事業計画において定められた予定処理区域内の者が排出するし尿のみを処理する設備又は施設については、この限りでない。

(2) 前項ただし書に規定する設備又は施設は、この法律の規定（前条第2項、前項及び第51条の規定を除く。）の適用については、浄化槽とみなす。

#### 法第7条第1項（設置後等の水質検査）

新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、環境省令で定める期間内に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの（以下「浄化槽管理者」という。）は、都道府県知事が第57条第1項の規定により指定する者（以下「指定検査機関」という。）の行う水質に関する検査を受けなければならない。

#### 規則第4条第1項（設置後等の水質検査の内容等）

法第7条第1項の環境省令で定める期間は、使用開始後3月を経過した日から5月間とする。

#### 法第7条の2第1項、第2項、第3項（設置後等の水質検査についての勧告及び命令等）

(1) 都道府県知事（保健所設置市にあってはその市長）は、前条第1項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、同項の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

(2) 都道府県知事（保健所設置市にあってはその市長）は、浄化槽管理者が前条第1項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。

(3) 都道府県知事（保健所設置市にあってはその市長）は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措

置をとらなかったときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

#### 法第8条（保守点検）

浄化槽の保守点検は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って行わなければならない。

#### 法第9条（清掃）

浄化槽の清掃は、浄化槽の清掃の技術上の基準に従って行わなければならない。

#### 法第10条第1項、第3項（浄化槽管理者の義務）

（1）浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。ただし、第11条の2第1項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽（使用が再開されたものを除く。）については、この限りでない。

（3）浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検を、第48条第1項の規定により条例で浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度が設けられている場合には当該登録を受けた者に、若しくは当該登録制度が設けられていない場合には浄化槽管理士に、又は浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者に委託することができる。

#### 規則第5条第2項、第8項（保守点検の時期及び記録等）

（2）浄化槽管理者は、法第10条第1項の規定による保守点検又は清掃の記録を作成しなければならない。ただし、法第10条第3項の規定により保守点検又は清掃を委託した場合には、当該委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）は、保守点検又は清掃の記録を作成し、浄化槽管理者に交付しなければならない。

（8）浄化槽管理者は、第2項本文の規定により作成した保守点検若しくは清掃の記録又は同項ただし書の規定により交付された保守点検若しくは清掃の記録若しくは第4項に規定する電磁的方法により提供された電磁的記録を3年間保存しなければならない。

#### 法第10条の2第1項、第3項（浄化槽管理者の義務）

（1）浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用開始の日（当該浄化槽が第12条の5第1項の設置計画に基づき設置された公共浄化槽である場合にあつては、当該公共浄化槽について第12条の11の規定による最初の届出があった日）から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事（保健所設置市にあつてはその市長）に提出しなければならない。

（3）浄化槽管理者に変更があつたときは、新たに浄化槽管理者になった者は、

変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

#### 法第11条第1項(定期検査)

浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回(環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数)、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。ただし、次条第1項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽(使用が再開されたものを除く。)については、この限りでない。

#### 法第11条の2(使用の休止の届出等)

- (1) 浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用の休止に当たって当該浄化槽の清掃をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の使用の休止について都道府県知事(保健所設置市にあってはその市長)に届け出ることができる。
- (2) 浄化槽管理者は、前項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽の使用を再開したとき又は当該浄化槽の使用が再開されていることを知ったときは、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の使用を再開した日又は当該浄化槽の使用が再開されていることを知った日から30日以内に、その旨を都道府県知事(保健所設置市にあってはその市長)に届け出なければならない。

#### 法第11条の3(廃止の届出)

浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事(保健所設置市にあってはその市長)に届け出なければならない。

#### 法第12条第1項、第2項(保守点検又は清掃についての改善命令等)

- (1) 都道府県知事(保健所設置市にあってはその市長)は、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、浄化槽管理者、浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。
- (2) 都道府県知事(保健所設置市にあってはその市長)は、浄化槽の保守点検の技術上の基準又は浄化槽の清掃の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃が行われていないと認めるときは、当該浄化槽管理者、当該浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は当該技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について必要な改善措置を命じ、又は当該浄化槽管理者に対し、10日以内の期間を定めて当該浄化槽の使用の停止を命ずることができる。

## 法第12条の2第1項、第2項、第3項(定期検査についての勧告及び命令等)

- (1) 都道府県知事(保健所設置市にあってはその市長)は、第11条第1項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、同項の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすることができる。
- (2) 都道府県知事(保健所設置市にあってはその市長)は、浄化槽管理者が第11条第1項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。
- (3) 都道府県知事(保健所設置市にあってはその市長)は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

## 法第53条(報告徴収、立入検査等)

- (1) 当該行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、次に掲げる者に、その管理する浄化槽の保守点検若しくは浄化槽の清掃又は業務に関し報告させることができる。
  - 一 浄化槽管理者
  - 二 浄化槽製造業者
  - 三 浄化槽工事業者
  - 四 浄化槽清掃業者
  - 五 第10条第3項の規定により委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者又は浄化槽管理士
  - 六 指定検査機関
  - 七 第42条第1項第2号又は第45条第1項第2号に規定する指定講習機関
  - 八 第43条第4項又は第46条第4項に規定する指定試験機関
- (2) 当該行政庁は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所若しくは事業場又は浄化槽のある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。
- (3) 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- (4) 第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## 法第62条(罰則)

第12条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

## 法第64条第15号、第16号(罰則)

(15)第53条第1項(第7号又は第8号に係る部分を除く。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(16)第53条第2項(同条第1項第7号又は第8号に掲げる者に係る部分を除く。以下この号において同じ。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第2項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

## 法第66条の2(罰則)

第7条の2第3項又は第12条の2第3項の規定による命令に違反した者は、30万円以下の過料に処する。

## 法第68条(罰則)

次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1)第11条の2第1項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

(2)第11条の2第2項、第11条の3、第12条の11又は第12条の16第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

## 附 則

### 第11条(特定既存単独処理浄化槽に対する措置)

(1)都道府県知事(保健所設置市にあってはその市長)は、既存単独処理浄化槽(浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。)であって、第11条第2項の規定において準用する第7条第2項の規定による報告その他の情報から判断してそのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの(以下「特定既存単独処理浄化槽」という。)に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。

(2)都道府県知事(保健所設置市にあってはその市長)は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定既存単独処理浄化槽の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の期限を定めて、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

(3)都道府県知事(保健所設置市にあってはその市長)は、前項の規定による

勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。  
(5) 第3項の命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

附 則（平成12年6月2日法律第106号）抄

## 第2条（既存単独処理浄化槽に係る経過措置等）

この法律による改正前の浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽（し尿のみを処理するものに限る。）であってこの法律の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われているもの又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるもの（以下「既存単独処理浄化槽」という。）は、この法律による改正後の浄化槽法（以下「新法」という。）の規定（第3条第2項及び第12条の6の規定を除く。）の適用については、新法第2条第1号に規定する浄化槽とみなす。

## 第3条

既存単独処理浄化槽（新法第3条の2第1項ただし書に規定する設備又は施設に該当するものを除く。）を使用する者は、新法第2条第1号に規定する雑排水が公共用水域等に放流される前に処理されるようにするため、同号に規定する浄化槽の設置等に努めなければならない。

## 条例第10条第1項、第2項、第3項（浄化槽の保守点検の実施等）

- (1) 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者が自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。
- (2) 前項の場合においては、浄化槽保守点検業者は、当該浄化槽管理士に、その資格を証する書類として規則で定める書類を携帯させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者が自らこれを携帯しなければならない。
- (3) 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行ったときは、速やかに、当該浄化槽の管理者に対し、次に掲げる事項を書面（第2号及び第3号に掲げる事項にあっては、規則で定める様式による書面）により通知しなければならない。ただし、第5項ただし書の規定による委託を受けた浄化槽の保守点検を行った場合については、この限りでない。
  - 一 浄化槽の保守点検の結果
  - 二 浄化槽の清掃をすべき時期
  - 三 浄化槽法第7条第1項又は第11条第1項の水質に関する検査を受けるべき時期
  - 四 その他浄化槽の適正な維持管理に必要な事項

## ■あなたの浄化槽は

氏 名: \_\_\_\_\_

浄化槽の設置場所: \_\_\_\_\_

浄化槽の種類

|         |  |           |  |
|---------|--|-----------|--|
| 処 理 方 式 |  |           |  |
| 人 槽     |  | 設 置 年 月 日 |  |

浄化槽工事業者（浄化槽を設置した業者）の名前を記入してください。

|                 |  |  |  |
|-----------------|--|--|--|
| 浄 化 槽 工 事 業 者 名 |  |  |  |
| 所 在 地           |  |  |  |
| 電 話             |  |  |  |
| F A X           |  |  |  |

保守点検は、県知事の登録を受けた業者に委託しましょう。

|               |  |  |  |
|---------------|--|--|--|
| 保 守 点 検 業 者 名 |  |  |  |
| 所 在 地         |  |  |  |
| 電 話           |  |  |  |
| F A X         |  |  |  |

清掃は、市町村の許可を受けた業者に委託しましょう。

|           |  |  |  |
|-----------|--|--|--|
| 清 掃 業 者 名 |  |  |  |
| 所 在 地     |  |  |  |
| 電 話       |  |  |  |
| F A X     |  |  |  |

法定検査を受ける指定検査機関名を記入してください。

|               |  |  |  |
|---------------|--|--|--|
| 指 定 検 査 機 関 名 |  |  |  |
| 電 話           |  |  |  |
| F A X         |  |  |  |

## ●保守点検・清掃・法定検査の記録

[illegible]

## ■法定検査の依頼は指定検査機関へ

| 名 称               | (一社)愛知県<br>薬剤師会<br>(生活科学センター)                                          | (一社)愛知県<br>浄化槽協会                                                                                                                                               | (一財)中部<br>微生物研究所                                                                     |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 所 在 地             | 〒456-0034<br>名古屋市熱田区<br>伝馬2-19-18                                      | 〒453-0017<br>名古屋市中村区<br>則武本通1-31                                                                                                                               | 〒441-0316<br>豊川市御津町<br>赤根下川48                                                        |
| 電話番号              | (052)<br>683-1131                                                      | (052)<br>481-7160                                                                                                                                              | (0533)<br>76-2228                                                                    |
| 検査業務<br>を<br>行う地域 | 名古屋市<br>半田市、常滑市<br>東海市、大府市<br>知多市<br>阿久比町<br>東浦町<br>南知多町<br>美浜町<br>武豊町 | 一宮市、瀬戸市<br>春日井市<br>津島市、豊田市<br>犬山市、江南市<br>小牧市、稲沢市<br>尾張旭市<br>岩倉市、豊明市<br>日進市、愛西市<br>清須市<br>北名古屋市<br>弥富市、みよし市<br>あま市、長久手市<br>東郷町、豊山町<br>大口町、扶桑町<br>大治町、蟹江町<br>飛島村 | 豊橋市、岡崎市<br>豊川市、碧南市<br>刈谷市、安城市<br>西尾市、蒲郡市<br>新城市、知立市<br>高浜市、田原市<br>幸田町、設楽町<br>東栄町、豊根村 |

## ■法定検査手数料 (2025年4月1日時点)

| 規 模        | 設置後等の水質検査<br>(7条検査) | 毎年1回の定期検査<br>(11条検査) |
|------------|---------------------|----------------------|
| 20 人槽以下    | 11,000 円            | 6,000 円              |
| 21～100 人槽  | 15,000 円            | 10,000 円             |
| 101～200 人槽 | 18,000 円            | 13,000 円             |
| 201～300 人槽 | 20,000 円            | 15,000 円             |
| 301～500 人槽 | 25,000 円            | 21,000 円             |
| 501 人槽以上   | 30,000 円            | 26,000 円             |

※県内全ての指定検査機関で同額です。

※消費税等は非課税です。

**■お問い合わせ・ご相談は最寄りの東三河総局・各県民事務所またはお住まいの市町村へ**

| 名 称                                 | 所 在 地 号<br>電 話 番 号                                      | 所 管 市 町 村                                                                            |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 東 三 河 総 局<br>県 民 環 境 部<br>環 境 保 全 課 | 〒440-8515<br>豊橋市八町通5-4<br>電話 0532-35-6112               | 豊川市、蒲郡市、田原市                                                                          |
| 新 城 設 楽<br>振 興 事 務 所<br>環 境 保 全 課   | 〒441-1365<br>新城市字石名号20-1<br>電話 0536-23-2117             | 新城市、設楽町、東栄町、豊根村                                                                      |
| 尾 張<br>県 民 事 務 所<br>環 境 保 全 課       | 〒460-8512<br>名古屋市中区三の丸<br>2-6-1<br>電話 052-961-7254、7255 | 瀬戸市、春日井市、犬山市<br>江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市<br>岩倉市、豊明市、日進市、清須市<br>北名古屋市、長久手市、東郷町<br>豊山町、大口町、扶桑町 |
| 海 部<br>県 民 事 務 所<br>環 境 保 全 課       | 〒496-8531<br>津島市西柳原町1-14<br>電話 0567-24-2131             | 津島市、愛西市、弥富市<br>あま市、大治町、蟹江町、飛島村                                                       |
| 知 多<br>県 民 事 務 所<br>環 境 保 全 課       | 〒475-8501<br>半田市出口町1-36<br>電話 0569-21-8111(代表)          | 半田市、常滑市、東海市、大府市<br>知多市、阿久比町、東浦町<br>南知多町、美浜町、武豊町                                      |
| 西 三 河<br>県 民 事 務 所<br>環 境 保 全 課     | 〒444-8551<br>岡崎市明大寺本町1-4<br>電話 0564-27-2875、2876        | 碧南市、刈谷市、安城市、西尾市<br>知立市、高浜市、幸田町                                                       |
| 豊 田 加 茂<br>環 境 保 全 課                | 〒471-8503<br>豊田市元城町4-45<br>電話 0565-32-7494              | みよし市                                                                                 |

**■名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市については、各市役所の浄化槽担当部局へお問い合わせください。**

| お住まいの<br>地 域 | 担 当 部 局                                            | 電話番号         |
|--------------|----------------------------------------------------|--------------|
| 名古屋市         | 千種、中村、中又は南保健センター環境業務課<br>(若しくは名古屋市健康福祉局生活衛生部環境業務課) | 052-972-2644 |
| 豊 橋 市        | 豊橋市環境部廃棄物対策課                                       | 0532-51-2410 |
| 岡 崎 市        | 岡崎市環境部廃棄物対策課                                       | 0564-23-6871 |
| 一 宮 市        | 一宮市環境部廃棄物対策課                                       | 0586-45-5374 |
| 豊 田 市        | 豊田市上下水道局下水道施設課                                     | 0565-34-6964 |

# 浄化槽管理手帳

2025年4月発行

愛知県環境局環境政策部水大気環境課生活環境地盤対策室

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

TEL052-954-6219(ダイヤルイン)